

資料 1 の ①

第1 遺産承継業務の意義

1. 遺産承継業務とは

本稿において遺産承継業務とは、他の法令に反しない限りにおいて司法書士が行う遺産分割協議の合意内容に基づく遺産の承継手続、及びその手続のために必要な相続財産・相続人の確認、遺産分割協議の成立に向けた支援等の事務をいう。

2. 遺産承継業務の段階

遺産承継業務は通常下記のように推移する。

ア 依頼者の相続分を確認する段階

相続人と相続分（法定相続分又は指定相続分）の確認が必要になる段階

イ 遺産の範囲を確認する段階

財産調査及び財産目録調製の段階

ウ 遺産分割協議書作成支援の段階

遺産承継業務の性質上、特定の相続人の代理人とみられないよう注意すべき

エ 解約・換価・名義変更・分配の段階

不動産の名義変更、預貯金の解約払戻し等の作業

オ 報酬受領・精算の段階

費用精算及び遺産承継業務の資料の保管

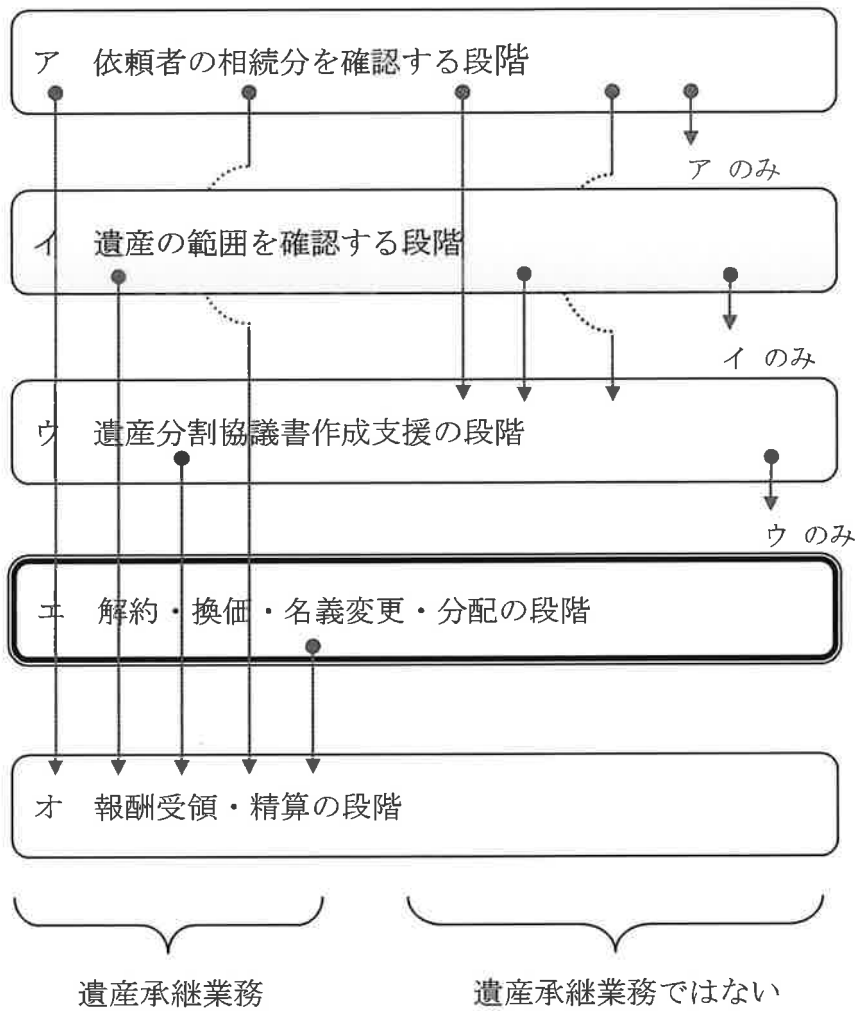
3. 遺産承継業務の意義と段階毎の事務との関連

上記ア～オのうち遺産承継業務の中核は、エの段階であるので、エの段階を含む業務委任であれば遺産承継業務となり、必ずしもアの段階から開始する必要はない。

例えば、戸籍がすべて揃っている場合にはアの段階は不要である。また、作成済みの遺産分割協議書に基づく場合、法定相続に基づく場合はウの段階は不要である。

反対に、エ以降の段階を前提としない、アやイの調査段階のみの依頼は、遺産承継業務には該当しない。この場合には戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書及び戸籍謄本・住民票の写し等請求書（以下「職務上等請求書」という。）（2号様式）が使用できず（ただし、委任状による戸籍等の取得は可能）、司法書士法人が受任できないことになる（詳しくは、第2・第3参照）。

【遺産承継業務のイメージ】



※ 着手 ● → 終了